

〈近代ヨーロッパの社会思想を再考する〉

十八世紀ヨーロッパに関する ヒューム国際関係認識の二面性について

森 直 人

I はじめに

本稿の目的は、十八世紀ブリテンの思想家デイヴィッド・ヒュームについて、同時代のヨーロッパに対するその国際関係認識を検討することである。筆者の見解では、彼の国際関係認識は、ヨーロッパにおいて調和的な国際関係が形成される可能性の考察と、そこに現に存在する政治的・軍事的な危険に対する警戒という、異なる二つの側面から構成されている。さらに筆者は、ヒュームにおいてこの二つの側面が互いの影響力を抑制しあうように組み合わせられることで、国際関係をより幅広く捉える総合的な認識の枠組みが構築されているものと解釈する¹⁾。この筆者の解釈のうち、紙幅の関係上、本稿ではまずヒューム国際関係認識の二面的性格の解明を目指し、その二面性の総合という後者の問題については別稿で検討することとしたい。

この問題設定について参照すべき主要な先行研究としては、第一に同時代のヨーロッパに広く法の支配と商業の発展を認めたヒュームの汎ヨーロッパ的な見方を強調する研究²⁾、第二に

論説「勢力均衡について」を中心に国際関係に関する彼のより実践的な議論を検討した政治学・政治思想史分野の諸研究がある³⁾。本稿ではこれらの研究の成果を継承しつつ、ヒューム国際関係認識の調和と警戒の二つの側面を明らかにしてゆく。まず第Ⅱ節では、第一の解釈群が明らかにした彼の汎ヨーロッパの認識を基礎として、正義の形成、貨幣と貿易、技芸と学問に関する諸論説を読解する。そこではヨーロッパ諸国の多面的な交流が平和で実り多い国際関係を形成して行くという彼の調和的な認識が描かれる。第Ⅲ節では、第二の解釈群が示したヒュームの実践的認識を参照しつつ、勢力均衡、商業、技芸の洗練、貨幣、公信用に関する論説を検討する。そこではヨーロッパにおける世界君主制成立の危険に対し、ブリテンが商業社会の軍事的・財政的能力を活用して対抗する必要性を主張する彼の警戒的な議論が示される。第Ⅳ節ではこれらの解釈をまとめ、今後の検討課題について手短かに述べることにしたい。

II ヒュームにおける調和的な国際関係認識

本節では、フォーブズと坂本の研究が示したヒュームの汎ヨーロッパ的認識を検討したうえで、ヨーロッパ諸国間に相互交流の発展と正義の形成の可能性を認めるヒュームの調和的な国際関係認識を明らかにする。

1 先行研究の検討

フォーブズと坂本の研究が明らかにしたのは、

1) これら二つの側面を明確に弁別しその上で統一的に把握しようとするのは、本稿独自の試みである。しかしヒュームのヨーロッパ認識に複数の側面が存在するという点については、既に幾人かの解釈者が指摘している。高坂 [1970] は、ヒュームの勢力均衡が国際社会に無秩序を招来する危険性を指摘した上で、それが破滅的な衝突を回避させるような十八世紀のヨーロッパに固有の諸条件を背景とする限りで肯定的な原理として機能しえたのだと主張する (144, 163 ページ)。また Forbes [1979] も、ヒュームの汎ヨーロッパ的視点を強調しつつ、その一方で世界君主制の危険に対するヒュームの実践的警戒に注意を喚起している (p.58)。

2) Forbes [1975], [1978], [1979], 坂本 [1995]。

3) 高坂 [1970], Whelan [1995], [2004], 高橋 [2003], [2004], Robertson [1993]。

イングランドの自国中心的で偏狭な政治・経済思想を批判し、商業と法の支配の発展をヨーロッパに共通の文明化過程として捉えるヒュームの幅広い視野である。

フォーブズは、ヒューム政治思想のヨーロッパ的性格を明らかにすることでそれまでの解釈を大幅に改訂した⁴⁾。伝統的な解釈には彼の政治思想をトリー的・反動的と捉える傾向があった。これは、それらの解釈がイングランド中心的な見方に基づくものであるのに対し、ヒュームの政治思想はまさにそのウィッグ的な思想の暗黙の諸前提を批判する偶像破壊的なものだったからだとしてフォーブズは指摘する⁵⁾。ウィッグの依拠する諸前提の一つは、フランスをはじめ大陸の君主国が隷従の状態にあるのに対しイングランドは自由を享受しているという自国中心の見方であった。ヒュームはこうした見方に対抗し、自由の本質を法の支配による個人の独立と安全と捉え、大陸の君主国にも十分な自由の存在を認識したのだ、とフォーブズは解釈する。こうした認識に基づいてヒュームは、「国際貿易と戦争の両面においてブリテンに不利益をもたらしていた」イングランドにおけるフランス嫌悪を、無根拠な熱狂として退ける⁶⁾。ヒュームは、イングランドの自国中心主義に対してヨーロッパ各国の政体比較に基づく批判を加えたのであり、フォーブズはそこに彼の汎ヨーロッパの視野を捉えたのである⁷⁾。

フォーブズはこの視野の中心に、商業発展と法の支配の進展を中心としたヨーロッパ共通の文明化プロセスに対するヒュームの認識を置く。確かにヒュームは当時のイングランドの政治システムが大陸のものより優れていることを決して否定しないが⁸⁾、しかしそれは正規の政府という共通のカテゴリーの中でより進んだ一例であるに過ぎない。同じ文明化の過程の中で、大陸には法の支配の確立した「開明君主制」が成

立したのであり、個人の独立と安全という政府の目的が実現されている点でこれらに本質的な相違は存在しない⁹⁾。そしてこの文明化の過程は、商業と製造業の発展が統治に「規則性」をもたらすことで推し進められるとヒュームは考えていたのである¹⁰⁾。

坂本の研究は、この文明化認識に関して、ヒュームの経済思想におけるその基盤と帰結とを明らかにした。坂本は開明君主制の概念を一つの焦点とするフォーブズの「懐疑的ウィッグ主義」の枠組みを継承し¹¹⁾、その文明社会概念の形成史的過程を明らかにし¹²⁾、さらにヒュームの用いる生活様式概念にスポットを当てて彼の経済思想を幅広く検討することで、文明社会の発展の動力を、商業と奢侈的な生活様式がもたらす勤労・知識・人間性の全面的発展のうちに見出した¹³⁾。また坂本は、こうした把握に基づきつつ、当時のブリテンの保護貿易理論に対するヒュームの批判と、自由な貿易を基軸とした彼の平和志向のヨーロッパ認識を指摘している¹⁴⁾。

こうしてフォーブズと坂本の研究から、奢侈的な生活様式の広まり、商業の発展、法の支配としての自由の生成、取りまとめて言えば文明社会の発展を、ヨーロッパ諸国に共通の現象として捉えるヒュームの視角が明らかにされた。彼はこうした視角に基づいて、島国的な自国中心主義や偏狭な商業的利益に根ざした大陸諸国への嫌悪・敵対を批判したのである。

しかし、ヒュームの国際関係認識を検討する筆者の試みはこれら先行研究の知見を越えて先

9) Forbes [1975] p.167.

10) Forbes [1979] p.58.

11) 坂本 [1995] 117, 118, 131-132ページ。

12) 同上書、第三章。

13) 同上書、269-270, 308ページ。

14) ヒューム自身の貿易差額説に対する理論的批判が、「重商主義政策体系の根幹である植民帝国の拡大と保護貿易体制の維持こそが、フランスとの一連の戦争を余儀なくさせた根本原因であることをヒュームに教え、ヨーロッパ諸国民との平和的な通商関係の樹立のみが、イギリスの公債依存型の財政構造を刷新する道であることを彼に教えた」と坂本は指摘する(同上書、359-360ページ)。

4) Forbes [1979] p.58.

5) Forbes [1978] p.41.

6) *ibid.*, pp.57-58.

7) *ibid.*

8) Forbes [1979] p.59.

に進められなければならない。これらの研究が示したものがヨーロッパ諸国に共通の文明化プロセスに関するヒュームの認識であるのに対して、彼の国際関係認識の解明は、当然ながら、それら各国の間の関係についてのヒュームの把握を問わなければならないからである。先行研究は、それぞれの問題設定からしてこうした問いを扱うものではなかった¹⁵⁾。そこで次にこの汎ヨーロッパ的な文明化認識を念頭に置きつつ、ヨーロッパ諸国間の関係についてのヒュームの見解を検討しよう。

2 ヒュームにおける調和的な国際関係認識

ここではヨーロッパ諸国間の関係についてのヒュームの見解を、国際間正義の形成可能性と国際間交流の現実という二つの論点に即して考察する。これについては正義の規則の形成過程に関する彼の議論をベースとして、ここまでに見た文明化の認識を参照しつつ、貨幣・貿易・技芸と学問に関する諸論説で示される現実の国際関係についての彼の理解を検討することで、ヨーロッパ国際社会の多元的で実り多い交流が正義の規則を形成してゆく可能性を示すヒュームの調和的な国際関係認識を明らかにすることができる。

まず、正義の規則の形成過程についてのヒュームの見解を見てみよう。その鍵となるのは、コンヴェンション、すなわち共通利益の感覚の形成である。

もしコンヴェンションが共通の利益の感覚、すなわち各人が彼自身の胸中にその感覚を感じ、彼の仲間のうちにそれを認め、そして他の人々と協力して公益に資する行為の一般的企画または体系に彼を導くものを意味するとすれば、正義が人間のコンヴェンションから生じるということは承認されねばならない…かくして二人の男は、何の約束もあるいは契

約もなしに、共通の利益に対する共通のコンヴェンションによって一艘の小船を漕ぐ…なんであれ、もし二人あるいはそれ以上の人物がみな彼らの役割を果たすならば彼らにとって利得となるもの、しかし一人だけが実行するならばあらゆる利得が失われるものは、他の原理からは生じ得ない¹⁶⁾

ここから、相互の利益となる共同行為の経験が蓄積されるほどそれは正義の形成に資する、と考えることができるだろう。ところで、この正義の規則の形成はどの程度の規模まで生じうるのだろうか。例えばそれぞれに正義の規則を保持する幾つかの共同体の間に正義の規則は形成されるものだろうか。

この点についてヒュームは、相互の利益によって結びつく関係が存在する限りにおいて、またその結合の程度にしたがって、正義の規則に拡張的な性質を認めている。それによれば正義の規則は家族からより大きな社会へと拡張される。そして、

…幾つかの異なる社会が相互の便宜と利益のために何らかの交流を維持するときには、人々の視野の広さと、その相互の結びつきの強さに応じて、正義の境界線はさらに広げられる。正義の徳の広範な効用性に次第に通じて行くのに従って人間の情念がこのように自然に進展し、正義に対する我々の尊重が次第に拡大して行くことを、歴史と経験と理性によって我々は十分に知ることができるのである¹⁷⁾。

この「幾つかの異なる社会」のうちに国家が含まれるか否かという点については議論の余地がある。しかし、国と国との関係は私人間の関係とある程度までは同様に考えられるべきだとする『人間本性論』の見解をここで参照するならば、この点について肯定的に答える一応の根拠を得ることができるだろう¹⁸⁾。これらのヒュー

15) 懐疑的ウィッグ主義の枠組みが「すぐれてブリテン政治の国内的な文脈において、とりわけ名誉革命体制の政治構造という問題設定に即して展開された」(同上書、131ページ)という坂本の指摘はこの点を端的に示している。

16) EPM Appx. 3.7-8.

17) EPM 3.21.

18) T 3.2.11.1-2. またウィランもこれについて、国際政治における政治体を一個の個人と見なす当時の自然法ノ

ムの見解から、国際間正義の形成可能性の決定的な要素は、国家間に相互の利益となる交流が存在する度合いであり、またこの交流が相互に必要なとされる程度である、ということが分かる。

ではヒュームの理解において、現実のヨーロッパ諸国にはどのような交流が存在し、またその交流はどの程度重要と考えられていたのだろうか。この問いについては、貨幣と貿易について彼が展開した自由貿易の擁護、そして技芸と学問について彼が論じた相互交流の利点の議論から、ヒュームがヨーロッパ諸国間に幅広い交流を認識し、またそれを重要視していたことを読み取ることができる。

よく知られているように論説「貨幣について」において、ヒュームは貨幣数量説をベースとして部分的に連続的影響説を組み込んだ貨幣論を展開する¹⁹⁾。さらに論説「利子について」は、低利子率が国の豊かさのしるしであることを認めつつも、その原因は貨幣量の豊富さではないと主張する²⁰⁾。そこでの彼の意図は、貴金属貨幣の多寡という彼の見るところでは誤った富の指標を、商業・奢侈的技芸・インダストリといった彼の考える正しい指標へと置き換えることにあると考えられる。

この点は、貿易について論じた続く二つの論説でさらに明確に示される。上述の貨幣論を踏まえて、論説「貿易差額について」では富の蓄

積のために正の貿易差額を確保しようと保護貿易政策をとる考え方が批判される。ヒュームの見解ではそうした政策は全く無意味であり、富を増大させるものはその国のインダストリに他ならない。貨幣の人為的な流入・流出はただ労働と財貨の価格を上下させるに過ぎず、また「自然の一般的な成り行き」によって、この価格の上下を相殺する分の貨幣の流出・流入が生じる。全て貨幣の水準は、「各国民の技術とインダストリにはほぼ比例するように」決まる、と彼は主張する²¹⁾。

これらの議論の目的は「商業的な諸国民の間に広く行き渡った根拠のない警戒心」を取り除くことにあるとヒュームは説明する²²⁾。中でも彼が標的にするのは、ブリテンのフランスに対する過剰な警戒心に基づく保護貿易政策である。それによれば「フランスに対する我々の警戒心と憎しみとは…無数の障害と妨げを商業に引き起こしてきた」のであり、フランスとの貿易について「われわれが偏見を取り去って考えるならば、これほど無害でおそらく有利な貿易が他にないことを証明するのは難しくない²³⁾。また彼は、一般的に見てもヨーロッパ各国の保護貿易政策は非常に有害であり、自由な交易こそあるべき自然な姿だと主張する。それらの政策は、「この世の創造主が隣接する諸国民にそれぞれ非常に違った風土や気候や天分を与えることによって企てたあの自由な交通と交換とを各国民から奪い取るという一般的な悪い結果」を生み出すものとして批判されるのである²⁴⁾。

論説「貿易上の警戒心について」では、諸国民間の自由な交易の利点がさらに強調され、自国の繁栄は他国の富を犠牲にするものではなく、むしろ他国が技術と富において繁栄するほどそれが自国の利益にもなると主張される²⁵⁾。ヒュームによれば、この二世紀間にブリテンの農業や製造業の改善をもたらしたものは「外国

、学者たちの議論をヒュームが受け入れていると指摘している (Whelan [2004] p.224)。

19) 貨幣数量説と連続的影響説との関係はヒューム経済論の中でも重要な論点の一つだが、そこで彼がインダストリの増大を重視し、貨幣を富の直接の指標と考える見方を批判している点では解釈の一致が見られる。田中 [1971] 25-33ページおよび52-73ページ、坂本 [1995] 第II部第四章第三節を参照。

20) 利子率は、借り入れ需要、貸付けられうる貨幣の量、そして商業の利潤率によって決定されるとヒュームは主張する。すなわち、借り入れ需要が小さく、その需要を満たす貸付可能な貨幣の量が大きく、商業の利潤率が低いほど、利子率は低くなる。ヒュームは借り入れ需要増大の原因を地主の怠惰な浪費に見、貸付可能な貨幣は商業発展だけが生み出せる大貨幣所有者により増加せられ、また商業の利潤率は商業発展に伴う競争が引き下げるものと考えているので、利子を低落させる原因は盛んな商業とインダストリにあることになる (“Of Interest,” PD, pp.295-297)。

21) “Of the Balance of Trade,” PD, pp.311-312.

22) “Of the Jealousy of Trade,” PD, p.327.

23) “Of the Balance of Trade,” PD, p.315.

24) *ibid.*, p.324.

25) “Of the Jealousy of Trade,” PD, pp.327-328.

人の模倣」であり、現在に至っても技術の交流により近隣の諸国民から発明と改善とが日々取り入れられているという²⁶⁾。各国の技術を絶えず進歩させるものは、相互の交流による技術の導入と模倣と改善である。そして技術の進歩は優れた財貨を豊富に生み出し、それらの財貨と引き換えに人々はまた他国の優れた財貨を求め、この需要がまた他国におけるインダストリを高めて技術の洗練を生み出す。ヨーロッパの各国は、財貨の交換と技術の交流を通じて互いの技術を高めあい、インダストリを刺激しあうのであり、そこからそれぞれの国の富が増大するものとされるのである²⁷⁾。

このようにヒュームは、各国の自由な交易を、商業と技術と富の増大にとって決定的に重要な条件とみなしている。ここで先に見たように奢侈的技芸と商業の発展が彼の文明化認識の基軸だとするならば、各国間の財貨と技術の交流はヨーロッパの文明化の本質的な契機の一つと考えられるだろう。実際にヒュームは、自由な交易に対する自らの擁護を、文明と野蛮の対比の構図で結んでいる²⁸⁾。

仮に我々の偏狭で悪意のある政策が成功したならば、我々は、近隣の諸国民全てを、モロッコやバーバリー海岸地方に行きわたっているのと同じ怠惰と無知の状態に引き下げてしまうことになる。だがその結果はどうか。近隣の諸国民は我々に送り出す財貨を持たず、また我々から何も受け取ることができない。そして我々の国内商業自体が、模倣と手本と教えを欠いて活気を失い、我々自身が、遠くならず、近隣の諸国民を我々がそこに引き下げてしまった惨めな状態に陥るだろう。それゆえ私は敢えて認めたい。私は、一人の人間としてだけでなく、ブリテンの臣民の一人としても、ドイツ、スペイン、イタリア、それにフランスさえ、商業の繁栄を願っている。少なくとも、グレート・ブリテンとこれら諸

国民の主権者や大臣が互いに対してこのように拡大された善意ある情念を持ったならば、これらの国民全てがさらに繁栄するだろうということは確かである²⁹⁾。

しかし、文明化に関して各国の交流を重視するヒュームの議論はこれにとどまらない。『道徳・政治論集』に目を転じれば、彼が学芸の発展についても各国の交流を重視していることが読み取れるのである。

論説「技芸と学問の形成と発展について」は、その表題に示された主題に対して四つの一般的な観察を提示する。ここでの検討課題に即して重要なのはそのうち第二と第三の命題である。第二の命題は、「多数の国家が互いに近接しあひながら相互に独立を保ち、商業と政治において結ばれているという状態ほど、洗練された社交と学問の生成にとって好ましいことはない」³⁰⁾と主張する。このような状態は、政治権力と精神的権威の肥大に歯止めをかけ、趣味と推論に関して各国民に独自の規範を求めさせる。緊密な交流と学芸における競争心が同時に存在することで、論争と訂正が広範に行われて学芸が発展して行く³¹⁾。この議論の重点は、ヨーロッパ諸国の分立と独立の擁護にあるものの、しかしまた各国間の交流が学芸の洗練を推し進めるといふ議論も見逃すべきではない³²⁾。

さらに第三の考察として「これらの高貴な植物が育つに適した唯一の苗床は自由な国家ではあるが、それらはいかなる政府にも移植されることができ、そして共和国は学問の成長に最も好ましく、開明君主制は洗練された技芸の発展に最も好ましい」³³⁾とする見解が示される。こ

29) "Of the Jealousy of Trade," PD, p.331.

30) "Of the Rise and Progress of the Arts and Sciences," MP, p.119. 強調は原著者による、以下同じ。

31) *ibid.*, pp.120-122.

32) 例えば、「イングランド人はフランス人の品位と倫理を模範として、自国の舞台の恥ずべき不道徳さに気づくようになった。またフランス人は、女性に対する過大な愛と礼節のために自国の演劇が幾分女性化していることに気づいて、近隣の諸国民のより男性的な趣味を認め始めている」とする叙述などを参照 (*ibid.*, p.122)。

33) *ibid.*, p.123.

26) *ibid.*, p.328.

27) *ibid.*, p.329.

28) Robertson [1993] p.370も参照されたい。

の開明君主制の議論に、ヒュームの文明認識におけるヨーロッパ諸国の交流のもう一つの重要性を見ることができる。それによれば、君主制が開明君主制となる契機は法そのものを共和制から借りる以外に存在しない³⁴⁾。既に見たように開明君主制はヨーロッパに共通の文明化の潮流を認識する上で鍵となる概念であり、ここではその成立の要因が法の「移植」にもとめられているのである。さらに開明君主制においては礼儀正しく洗練された技芸、特に社交の技が発展するとヒュームは主張する³⁵⁾。この主張の重要性は、彼がその社交の技を近代の共和国にも古代の文明にも見られない技芸として高く評価している点にある³⁶⁾。つまりヒュームは、共和国から君主国への法の伝播という出来事に、開明君主制の成立、ヨーロッパの文明化、そして近代文明独自の洗練の発生という一連の出来事の、主要な契機を見ているのである。こうした伝播は、各国の交流なしには生じえないだろう。

以上のように、ヒュームは相互に利益をもたらす緊密な交流をヨーロッパ諸国間に認め、文明化の視点からこれを重要視し、その発展を擁護している。その認識においては、商業と政治の関係を通じて様々な財貨、技術、技芸や学問、さらに法や政治制度までが交換されるのであり、それにより諸々の技芸が発展し、奢侈は多様化し、学問上の知識は増進され、法や政治技術が

移植され、社交術が生じて普及する。既に見たように、正義の規則は相互の利益となる結合の強度に応じて拡張される。その点と併せて考えるならば、ここに国際関係における正義の規則の形成・法の支配の進展の可能性に対する彼の肯定的な見解を読み取ることができる。ヒュームには、共通の利益に基づく安全で平和なヨーロッパ国際関係形成の可能性を認める調和的な認識が存在すると考えられるのである³⁷⁾。

しかし他方で、次節で見るように、ヒュームの国際関係認識にはこうした肯定的な認識とはまったく異なる側面が存在する。

III ヒュームにおける警戒的な国際関係認識

本節では、ヒュームの国際関係認識に、ヨーロッパの政治状況に対する警戒心に満ちた側面が存在すると主張する。以下ではまず彼の論説「勢力均衡」が、世界君主制への対抗という目的のためには戦争を辞さない峻厳な一面を持つとする先行研究の指摘を見る。次にこの世界君主制の言説に関する研究を参照し、そうした一面こそ勢力均衡の言説の歴史的な内容であった可能性を示す。第三に、この理解を踏まえて「勢力均衡」論説を読解し、ヒュームにおける勢力均衡の具体的な内容が、純粋に世界君主制に対抗するための外交・軍事政策にあることを明らかにする。第四に、この勢力均衡の「格率」は、『政治論集』中の諸論説の鍵概念とされる「一般の原理」とは異なり、対外政治上の準則を意味するという解釈を提示する。最後に、この勢力均衡解釈に基づいて商業・技芸の洗練・貨幣・公信用についての各論説を検討し、そこから商業社会の軍事的能力と財政的能力に対するヒュームの分析を明らかにする。以上の議論を通じて、商業社会の財政的・軍事的能力に基いて外交・軍事的に世界君主制に対抗する必要を説くヒュームの警戒的な国際関係認識を

34) 「…模倣という作用は、それらのより木目が粗くとも有用性の大きい技術を、一つの風土から他の風土へと運び、それらの技術を自ずからなる進歩において洗練された技芸へと進める傾向がある。…これらの諸原因から開明的な君主制が生じる…。…純粋な専制政体が…それ自らの力によって自らを洗練させ文明化させることはありえない。君主制は、その法、方法、制度を、したがってその安定と秩序を、自由な政府から借りなければならない。これらの長所は、共和制だけが生み出しうるのである」(ibid., pp.124-125)。

35) ibid., pp.125-127.

36) 「現在ヨーロッパの諸共和国は、洗練された社交に欠けると言われている」(ibid., p.127)。「古代の諸共和国におけるこの点での洗練に関して何らかの判断を下すのは困難だが、それらの国々における会話の技術が、その著述と創作の技術と同じ程度の完成に達していたとすることは、私には疑わしく思える」(ibid.)、「敢えて言えば、古代においては礼儀作法の繊細さ…はそれほど見られなかった」(ibid., p.128)。

37) なお、ヒュームには実際に国際間正義の存在と限界について論じた箇所があるが(EPM 4.3)、これについては議論の構成上、国際関係認識の総合性の解明を課題とする別稿において検討することとした。

描き出すことが本節の目的である。

1 先行研究の検討

ここでは、ヒュームの勢力均衡論に、国際関係の安定と相対的な平和をもたらす国際秩序システムという内容に加え、同盟と戦争を以って近隣の優勢な勢力に対抗する対外政策の実践的な格率という要素が存在するという点を、ウィラン、高橋、高坂の研究から確認する。

ウィランは、ヒュームの勢力均衡に二つの意味が存在すると明確に主張する³⁸⁾。一方でそれは各国の拡張政策を抑制して相対的な平和を実現する国際政治システムであり³⁹⁾、他方では自国の安全を確保するための対外政策上の格率であるとされる⁴⁰⁾。ウィランはそこに、世界君主制へのカウンターバランスの必要性の主張⁴¹⁾、その限りでの戦争の正当化⁴²⁾、そして戦争を含むウィッグの対外政策への支持という時論的内容⁴³⁾など、理論と実践にまたがる幅広いヒュームの意図を読み取っている⁴⁴⁾。

これに対して高橋は各国の独立維持という意味における「秩序」思想に重点を置いた解釈を展開する。そこにおいても均衡が副次的に平和をもたらす可能性は否定されないが⁴⁵⁾、それは世界君主制への対抗というより上位の目的のためには犠牲にされうる「劣位の善」だとされ

る⁴⁶⁾。高橋はここに勢力の均衡そのものを自覚的に追及するブリテンの伝統的なバランス政策を擁護する政治思想の一例を見出している⁴⁷⁾。そして高橋は、世界君主制への対抗をヒュームがそれほどまでに重視する背景に、ヨーロッパの多様性とそれを動因とする文明社会の発展を確保するために各国の独立が必要だと考える、ヒュームの秩序思想があると指摘する⁴⁸⁾。このように高橋の解釈では、各国の独立維持を目的とした世界君主制への対抗がヒューム勢力均衡論の主たる内容であり、平和の創出という内容は副次的な位置に置かれているのである。

高坂の研究はヒュームの勢力均衡概念をさらに現実主義的な姿で描き出す。高坂は、勢力均衡それ自体は「無政府状態」を帰結しうる論理だとした上で、十八世紀ヨーロッパにおいてそれが肯定的に語られた、その時代に特有の、そして勢力均衡とは別の、条件を明らかにしようとする。高坂は、ヒュームの勢力均衡論を十八世紀における代表的な議論とした上で、彼の勢力均衡の目的が明らかに平和ではなく世界帝国の出現防止にあると主張する⁴⁹⁾。そしてその後、創造力と自由の源泉としてヨーロッパの多様性を見るヒュームの認識を指摘し、これを勢力均衡に関する当時の肯定的論調の一要因に数える⁵⁰⁾。またもう一つの要因として、ヨーロッパ諸国家が自他の利害を慎重に観察・判断して合理的に行動するという、当時広まりつつあった外交上の実践に対する信頼を挙げている⁵¹⁾。しかし仮に各国が合理的に行動したとしても、勢力均衡が全体として調和的な結果を生む保証はどこにもない⁵²⁾。それにもかかわらず勢力均衡が肯定的に語られた要因として最終的に高坂が指摘するのは、当時のヨーロッパでは各国間に様々な紐帯が存在し、種々の文化的要

38) Whelan [1995] p.318, Whelan [2004] p.226.

39) Whelan [1995] p.318. この点について、より精確には、ウィランはこのシステム論的理解をヒュームとウィリアム・ロバートソンに共通の内容として提示し、ロバートソンについてテキスト的な根拠を挙げて論証している。

40) *ibid.*, pp.319-320.

41) *ibid.*, pp.323-325.

42) Whelan [2004] p.133.

43) Whelan [1995] p.316.

44) なおこれら二つの意味の関係についてのウィランの理解は必ずしも明示されていないが、そのシステム論的な意味が実践的・時論的な意味を擁護し正当化するプロバガンダ的な関係を認めていたとも受け取れる次のような言及を行っている。「規範的な言説としての勢力均衡論は平和と秩序の形成を目的とするものであるが、この目的を達成するためには、拡張する勢力に対する予防戦争を含めた武力行使が公然と認められる」(Whelan [2004] p.226)。

45) 高橋 [2003] 548, 565ページ。

46) 同上論文, 548, 553, 564-565ページ。

47) 同上論文, 550ページ。

48) 高橋 [2004] 115ページ。

49) 高坂 [1970] 135-138ページ。

50) 同上論文, 139-143ページ。

51) 同上論文, 145-152ページ。

52) 同上論文, 154-156ページ。

因が共有され、また過大な戦争に帰結しないような勢力の配分が見られたこと、という三点である⁵³⁾。つまり高坂の見解では、勢力均衡と平和の間には何のつながりもなく、それ自体としてはむしろ国際的な無秩序をもたらしているものであり、これが国際政治の公準として肯定的に語られえたのは、勢力均衡とは別の、十八世紀ヨーロッパに特有の文化的・政治的諸条件によるのである。

以上の三者の研究は、ヒュームの勢力均衡に、秩序形成や平和創出といった要素だけでなく、世界君主制の危険に対する軍事的対抗の必要性を主張する現実主義的な要素を指摘している。ではこのように勢力均衡論解釈において重視される世界君主制とはどのような概念だったのだろうか。次に世界君主制論の歴史的内容について検討し、それとの関連で当時の勢力均衡論の意味内容について考えたい。

2 世界君主制と勢力均衡の関連について

ここでは世界君主制の言説に関する近年の研究を参照し、十八世紀ブリテンにおける勢力均衡論の実質的な意味内容が、世界君主制に対抗する同盟・軍事政策にあったことを示す。具体的には、世界君主制に関して、カール五世からルイ十四世の時代のヨーロッパにおける議論の構造を詳細に明らかにしたボスバッハ、十七世紀後半を中心にイングランドにおける言説を検討したピンカス、そしてヒューム勢力均衡論とそれに関連する十八世紀初頭の論者たちを扱ったロバートソンの研究に依拠しつつ、この実質的な内容を明らかにして行こう⁵⁴⁾。

ボスバッハは、十六世紀からの二世紀間にヨーロッパで展開された膨大な言説から共通の要素を抽出して世界君主制論の本質的な構造を明らかにしようとする⁵⁵⁾。それによれば世界君

主制の言説は、中世の神学的・法学的観念に由来するもので、初期近代においてヨーロッパの国際政治を考える主要な枠組みとして機能した。世界君主は、ヨーロッパ諸国のさらに上位にたち、世俗の世界の統治を担い、外部に対してキリスト教世界を防衛する皇帝として描かれる。その議論の対象は対外的な野心を示す強国の行動であり、特にカール五世、フェリペ二世、そしてルイ十四世の政策であったとされる⁵⁶⁾。これについて本稿の議論との関連で重要な内容は二点、第一に世界君主制の議論が主として世界君主制と見なされた国家を論難するためのネガティブな言説であったこと、第二にこのネガティブな世界君主制論と勢力均衡論の間に重要なつながりが存在することである。

ボスバッハによれば、世界君主制をめぐる議論は、現実の君主やその政治的行動を擁護しあるいは非難するプロパガンダ的言説から構成されていた⁵⁷⁾。それらの議論は、常に政治の現実と実践的な意図とに結びついたものだったのである。またボスバッハは、世界君主制の秩序のもとにヨーロッパを統合するというポジティブなタイプの議論を主としてカール五世の時代に限定している⁵⁸⁾。世界君主制の言説の多くは、世界君主制と名指された国家とその政策を非難する目的で用いられ、議論の主題はその脅威への対抗という点にあった。特に十七世紀以降において、世界君主制の言説とは、政治的・軍事的に優勢な国家を非難しこれに対抗する戦争を正当化する言説だったのである。

56) *ibid.*, pp.81-84.

57) *ibid.*, p.82.

58) 「カール五世が皇帝であった時代には、彼の代弁者たちがそのヨーロッパ政策を擁護し正当化するために世界君主制についての肯定的な解釈を用いた。この種の議論は、以降の世紀における論争からはほぼ完全に姿を消した。世界君主制は、外交政策のネガティブな評価付けに限ってのみ、政治的プロパガンダに用いることができるものとなったのである」(Bosbach [1998], p.91)。ただしボスバッハは、世界君主制とは言わなくとも、個々の為政者より上位の普遍的権威が平和と秩序を維持するという観念は残存して、より少数とはいえ以降の時代(フェリペ二世やルイ十四世の時代)にも肯定的に用いられたという点も併せて指摘している。

53) 高坂は、そうした紐帯としては経済的な取引関係と各王家の人的つながり、文化的要因としては熱狂に対する自制、残酷さへの嫌悪、愛国主義への反感などを挙げている(同上論文, 156-163ページ)。

54) なお世界君主制の研究に関する邦語の紹介としては村松 [1997] を参照。

55) Bosbach [1998] p.82.

さらにボスバウハはこのネガティヴな世界君主制論と勢力均衡論のつながりに言及する。カール五世の時代にも既に、彼の世界君主制の構想は不正なヨーロッパ統治の目論見を覆う隠れ蓑に過ぎないとする非難の言説が存在した⁵⁹⁾。その言説においては、カールのあらゆる軍事行動に対して自余の国々すべてが同盟し対抗することが正当化された⁶⁰⁾。またフェリペ二世の時代にも同様の言説を見ることができる⁶¹⁾。しかしルイ十四世の時代になると、野心的な国家を非難して対抗戦争を正当化するこうした政治的実践自体は持続するものの、その言説のあり方は大きく変化する。すなわち、対外的な拡張を目指す政治的・軍事的な強国は、「勢力の均衡を乱すもの」として非難されることとなったのである。「この政治的な均衡の概念は、ヨーロッパ政治の新たな理想としてプロパガンダ的に用いられ、そしてその時代に世界君主制と見なされたフランスは、この勢力均衡という観念の対立物となった。…ルイ十四世の時代以降、軍事力の行使は、勢力の均衡を維持し、ないし回復するという意図によって正当化されうものとなったのである。このような正当化は、1702年にイングランドがスペイン継承戦争に参戦する際の政府の公式声明においてはじめて行われた」⁶²⁾。つまり、拡張を目指す強国に同盟

と戦争を以って対抗し、またこうした対抗を正当化するという役割を、ネガティヴな世界君主制論との連続性の中で、しかしまたそれに代わって担うこととなったのが、勢力均衡の言説だったと考えられるのである。

世界君主制、勢力均衡、そして軍事力の行使という三つの項の意味的なつながりは、ピンカスの描く十七世紀後半のイングランドの諸言説にさらに明確に見出される。当時イングランドには、世界君主制への対抗を自国の歴史的役割だとする理解が広く共有されていた。そこでは、現在ヨーロッパがフランスによる世界支配の脅威にさらされており、これに対抗することが自国の果たすべき役割とされ⁶³⁾、またそれは遠い過去から自分たちが担ってきた歴史的な役割であると考えられたのである⁶⁴⁾。重要なのは、こうした自己理解において勢力均衡の維持・世界君主制の阻止・対フランス戦争という三つの項がダイレクトに結合している点である。世界君主制の阻止という役割は、「ヨーロッパにおける均衡を維持すること」と同義で語られ⁶⁵⁾、そ

59) *ibid.*, p.89.

60) この皇帝のいかなる単一の武力行動も、ヨーロッパに普遍的な支配体制を打ち立てる目論見の一環と見なされ、それゆえ、「たとえただ一国のみが攻撃された場合でさえ、それは全てのヨーロッパ諸国に対する侵略と見なされうることとなった。そこから、これらの国々の全てが、潜在的な世界的暴君に対する正戦 *just war* を団結して戦うためにその武力を結集することが正当化されたのである」(*ibid.*)。

61) 「スペインの敵たちは、彼等の対スペイン戦の正義を証明するために世界君主制の議論を用いた。スペインの敵のいずれか一国に対するスペイン政府のあらゆる軍事的行動、それどころか政治的行動さえもが、その王たちの世界君主制実現へ向けた計画の段階的な進展であるとの恐れと結び付けられた。このようにして、スペインの政策はヨーロッパ諸国全てに対する脅威と解釈され、それゆえそれらの国々は彼等の武力を結集してこの共通の敵に対する正戦を戦うための理由を有するものと考えられたのである」(*ibid.*, p.91)。

62) *ibid.*, p.97.

63) 1660年頃のイングランドには、自国が百年にわたり世界君主制をもくろむハプスブルク家の野望を阻止してきたという自己理解が広まっていた (Pincus [1995] p.38)。1660年以降のスペイン勢力の衰えとともに、新たな野望を抱く国を特定しその野望を阻止することが問題となり (*ibid.*, p.40)、これについては複数の意見が存在したものの (*ibid.*, pp.41-42)、1672年頃からはルイ十四世の勢力伸長によりフランスを世界君主制と見なす議論が説得力を獲得した (*ibid.*, pp.43-44)。当時、「いまや誰一人として、フランスが商業に基礎を置く世界君主制を打ちたてようとしているということを疑うものはいなかった」(*ibid.*, p.45)。

64) イングランド人はヨーロッパにおける自国の歴史的な役割を世界君主制の阻止という形で表現していたとされる。ピンカスはアルジャーノン・シドニーの「イングランドは世界君主制というような望みを抱くことはありえず、そしてフランスとスペインはかくも長い間それを求めて争ってきたのだから、イングランドにとっては、ヨーロッパのいかなる国もそれを実現しないのが最善である」という発言を引き、これに続いてあるパンフレットの「ヨーロッパの均衡を一定に保つというその正しい格率は」イングランド人が「600年以上も前に実践を開始した」格率なのだとする言葉を引用している (*ibid.*, p.54)。

65) 「復古スチュアート王政が放棄してしまったのは、彼等の批判者が主張するところによれば、ヨーロッパの均衡を維持し世界君主制の膨張を阻止するという歴史的ノ

の具体的な内容は極めて端的にフランスに対する戦争を遂行することだと考えられていた⁶⁶⁾。したがって、十七世紀後半、特に1670年代以降のイングランドにおける世界君主制論の中では、世界君主制の成立阻止を目的としてヨーロッパの勢力均衡を追求することがイングランドにとっての正しい政策の格率と理解され、またそれは実質的には世界君主制国家フランスに対抗する軍事同盟と戦争を意味するものだったのである。

ロバートソンが描き出したヒューム勢力均衡論の複雑な両義性も、こうした実質的な、峻厳な含意を欠いては理解できない⁶⁷⁾。まずヒュームは『政治論集』の出版当初、フランスに明確に世界君主制の脅威を認めていたが⁶⁸⁾、しかし68年と70年の改訂においてこうした見解は削除される⁶⁹⁾。このことは、1748年以降のウィッグ対外政策に対する支持⁷⁰⁾から、彼が微妙な距離を置いたことを示している。またフランスに関しては警戒を緩めたとはいえ、ヒュームは世界君主制の理論的脅威に対する警戒は保持していた。そして、この理論的な文脈において彼の最も深刻な両義性が明らかにされる。ヒュームは、世界君主制への対抗が「ブリテンの」歴史的な役割だとする「イングランド的ないし親イングランド的」見方⁷¹⁾に対し、一方ではその正当性を認めて勢力均衡の必要性を主張するものの、他方ではこの言説が商業帝国イングランドの利害に基づく戦争の正当化に用いられる危険性を

危惧していたのである⁷²⁾。フランスはもはや現実の脅威ではないとはいえ、世界君主制の理論上の危険に対する警戒を維持するため、ヒュームは勢力均衡の言説を提示し続けた⁷³⁾。しかし彼は同時にこの言説が、もはや存在しないはずのフランスの脅威と組み合わせられて、商業帝国に傾斜するイングランドの利害のための戦争の口実として用いられる危険も認識していたのであり⁷⁴⁾、そこに彼の解決不可能な両義性、あるいは葛藤が存在していたのだとロバートソンは主張する⁷⁵⁾。ここでの議論との関連では、この

72) これについてロバートソンは、十六世紀以来の世界君主制論の検討に加え、ダヴナント、フレッチャー、モンテスキューによる世界君主制論を考察し、そのように拡張された文脈からヒュームの勢力均衡論の位置づけを行っている。それによれば、ダヴナントはフランス=世界君主制の脅威に対抗する存在として、商業帝国としてのイングランドを提示する (*ibid.*, pp.357-360)。これに対しフレッチャーはその商業帝国自体が世界君主制と同等に圧制的であると批判する (*ibid.*, pp.361-363)。しかしユトレヒト講和条約によりフランスとの緊張が緩和されると、世界君主制の脅威に対する警戒に代わって、商業で結ばれる平和なヨーロッパ像が描かれるようになった。この状況の変化の中で、もはやヨーロッパに世界君主制が出現し得ないこと、それに代わって商業帝国としてのイングランドがヨーロッパに公平で穏やかな影響を与えるであろうこと、このようなイメージを広めたのがモンテスキューであった (*ibid.*, pp.363-367)。ヒュームは、このモンテスキューの見解に逆に疑問を抱き、それを批判的な検討を加えたのだとロバートソンは主張する (*ibid.*, p.368)。ロバートソンはこうした言説史的背景に基づいて、世界君主制成立の危険に鑑みた勢力均衡の必要性と、その言説が商業帝国イングランドの拡張のためのプロパガンダとして用いられる危険性という二つの異なる認識がヒュームの勢力均衡論の両義性を構成するものだと結論するのである。

ただし、ロバートソンは世界君主制フランスと商業帝国ブリテンをめぐる議論におけるヒュームの位置取りをフレッチャーに近い形で描いているが、本稿で後に見るように、ヒュームの認識には商業の与える軍事的能力を高く評価する、その意味ではよりダヴナントに近い認識も見られる。この文脈でのヒュームの位置づけはさらに検討を要する問題であるように思われる。

なお、商業帝国のイメージに対するヒュームの批判については、ブリテン帝国の概念のイデオロギー的な成立史を展開したアーミテージの研究において詳しく論じられているので参照されたい (Armitage [2000] p.181, pp.188-194)。

73) Robertson [1993] p.369.

74) *ibid.*, pp.370-372.

75) なお、別稿で見ると、この解釈に対して筆者は、ヒュームが勢力均衡の必要性と危険性とを制御するよ

ゝな役割だったのだ」 (*ibid.*, p.54)。また、前注において見たあるパンフレットの言葉を参照。

66) 「フランスの経済政策、その軍事的な勝利、そして明らかかなその不誠実さは、…ヨーク公とその直接の支持者たちを除く全ての人々に、イングランドは世界君主制を目指すフランスの意図を挫くためのヨーロッパの戦いに加わらなければならないということを確信させたのである」 (*ibid.*, p.51)。またそれは多くの人々が「待ち望んだ戦争」 (*ibid.*, p.52) だったのであり、その待望に対するジェームズの裏切りが、ウィリアム三世の介入に対する支持を生んだものとされる (*ibid.*)。

67) Robertson [1993] pp.349-350.

68) *ibid.*, p.352.

69) *ibid.*, p.354.

70) *ibid.*

71) *ibid.*, pp.354-356.

両義性を構成する勢力均衡の含意のいずれも現実政治的でプロパガンダ的な内容を有するという点が重要である。ロバートソンの描き出したヒュームの両義性は、当時の文脈の中で勢力均衡の言説が有していた危険で峻厳な意味内容を欠いては理解できないのである。

このように、優勢な国家に対抗する同盟と戦争とを正当化する言説が世界君主制論の主流だったのであり、その流れの中に現れた勢力均衡の言説もこれと同様の役割を担うものだった。そしてヒュームの時代にあつてその具体的な意味内容はフランスに対する戦争に他ならなかったのである。では、こうした文脈を背景として見た場合、ヒューム自身の言説はどのように読解できるだろうか。

3 論説「勢力均衡について」の読解

ここではヒュームにおける勢力均衡論の峻厳な意味内容を十全に明らかにするため、その勢力均衡の概念が、① ほぼ例外なく軍事政策との関連で語られており、平和創出や秩序形成といった含意を持たないこと、② それが為政者の行動の準則として提示されており、勢力の均衡が自然に達成されるという法則的な意味を持たないこと、この二つの論点に焦点を当てつつ論説「勢力均衡」の読解を行う。この論説は、古代ギリシャ、古代ローマ、近代ヨーロッパのそれぞれの時代における勢力均衡を論じた三つの部分と、巨大な君主制の害悪とその運命について論じた論説末尾の部分に分けられる。以下ではその構成に従いつつ、ヒュームの勢力均衡論が上に提出した二つの特徴を有することを示して行こう。

まず古代ギリシャに関して第一の論点を検討すれば、そこでの議論に勢力均衡と平和の間のつながりを見出すことはできない。勢力均衡政策の具体的な内容として描かれるのは、例外なく軍事同盟と戦争なのである。「ギリシャの全

ての政策には勢力の均衡に関する不安が明らかに見られ、古代の歴史家たちによってさえ、はっきりと指摘されている。ツキジデスは、アテネに対抗して結成されペロポネソス戦争を引き起こしたあの同盟を、まったくこの原則に起因するものと述べている⁷⁶⁾。続けてヒュームが「テーベ人とラケダイモン人とが主権争いをしたとき、アテネ人は…いつでも劣勢な側に味方し、均衡を保つよう努力した」と述べるとき、この争いが政治的なものか軍事的なものかは考慮される必要があるが、すぐに「アテネ人は、レウクトラでエバミノンダスが大勝利を得るまでは、スパルタに対抗してテーベを援助したが、しかしこの勝利ののちにすぐ被征服者側に走った」と述べていることから、それが軍事的なものであることが分かる⁷⁷⁾。続くヒュームの叙述にも、勢力均衡の格率と戦争の結びつきが見られる。彼によれば「デモステネスの…演説」には勢力均衡に関して近代に見られる「最も精妙な政策」さえ見出すことができる。そして「マケドニアの勢力がはじめて台頭してきたとき、この雄弁家は…ケロニアの重大で決定的な戦いを戦ったあの同盟を、アテネの旗の下に結集した⁷⁸⁾。また「アレキサンダーの後継者たちは、勢力の均衡を守るのに非常な警戒心を見せた…。…アンティゴヌスの幸運と野心のため、彼らは新たに世界君主制の脅威にさらされた。しかし彼らはその団結とイプススでの勝利とによってこれから免れた⁷⁹⁾。このように、古代ギリシャの勢力均衡に関するヒュームの叙述はすべて、その内容が優越した勢力への軍事的対抗であることを示している。

他方で、勢力均衡が政策上の格率であるか法則的認識かという第二の論点について見れば、古代ギリシャに関するヒュームの叙述は両義的である。なぜならその叙述は、勢力の均衡を「維持しようとする」為政者たちの意図的な行

76) "Of the Balance of Power," PD, p.332.

77) *ibid.*

78) *ibid.*, pp.333-334.

79) *ibid.*, p.335.

うな認識の枠組みを構築していたものと考えている（ただしこれはそうした葛藤が存在しなかったことを意味しない）。

為についての描写と読める部分と、全て支配的な勢力については対抗する勢力が自然に生じるという描写と読める部分の双方を含むからである。

ただしここで、為政者の意図から独立した均衡の過程を描く後者の内容が、明確に古代ギリシャの事例に限定されていることに注意したい。確かに、古代ギリシャと近代ヨーロッパとの間に「相似」を認めて前者に関する認識を後者に敷衍する議論は時にヒュームに見られる⁸⁰⁾。しかし「勢力均衡」の論説ではむしろ古代ギリシャの特異性が強調されている。ヒュームは、古代ギリシャに特有の政治・風土・軍事・また人々の気質などの条件を示した上で、「これらを考えて入れるならば、勢力均衡がギリシャにおいてはおのずから十分に確保されたのであり、他の時代には必要であるかもしれない慎重さを持って守られる必要がなかったのだと、結論できるだろう⁸¹⁾」と述べ、それ以外の時代において均衡が人為的に追求されるべき必要性を示唆しているのである。

続く古代ローマに関する叙述には、勢力均衡と戦争および平和の関係についてのヒュームの見方を知る上で決定的な内容が含まれている。ヒュームによれば、古代ローマの歴史には、一例を除き勢力均衡は見られない。重要なのは、その勢力均衡の不在において、ローマ帝国（世界帝国）の拡大が「平和の裡に」行われたとする記述である。「ローマ人は、その急速な征服や公然たる野望から当然予期しうるような、彼らに反対する全般的な団結や同盟に全く遭遇することがなかった…それどころか、彼らはその近隣諸国を平和の裡に (peaceably) 次々と服従させ、ついには既知の世界すべてにその支配権を拡げた⁸²⁾。ここでは、勢力均衡が平和を含まないどころか、むしろ勢力均衡の不在におけるローマ帝国の拡大が「平和」と結び付けら

れているのである。このことはヒュームにおける勢力均衡の実践的内容が常に戦争であると考えることの重要な根拠となるだろう。

また古代ギリシャの場合と異なり、古代ローマに関する叙述からは、ヒュームの勢力均衡が、法則的な認識ではなく、為政者のための行為の準則として提示されていることが明確になる。これについては勢力均衡の不在を主張する彼の見解自体がその根拠となる。この点については後により詳しく見るが、歴史において豊富な経験を提供するこの一時代において勢力均衡が見られなかったとすれば、それを「事物の一般的な成り行き」において貫徹するはずの一般的な原理と捉えることは困難となる。さらにヒュームは、この時代に勢力均衡が見られなかったことを、「勢力均衡という格率 maxim が当時一般に知られていなかったこと」の一つの根拠として示している⁸³⁾。すなわち、勢力均衡が機能するかどうかは為政者の見識に依存する事柄として叙述されているのである。したがって、勢力均衡は為政者の深慮にかかる事柄であって、何らかの一般的な原理と解釈すべきではないと考えられる。

さらに近代ヨーロッパについても、勢力均衡の実質的内容として述べられるのは世界君主制に対抗する戦争であり、勢力均衡が平和をもたらすという含意は全く見られない。「この野心に満ちた勢力 [フランス] に反抗して続けられた、世界各地のもろもろの戦争において、グレート・ブリテンはこれまで先頭に立ってきたし、今なおその位置を保持している⁸⁴⁾。「ヨーロッパは現在一世紀以上もの間、人類の市民的ないし政治的結合がかつて作り出したうちでおそらく最強の勢力に対抗し防衛し続けている。」⁸⁵⁾。

ここで、第二の論点について注目に値するのは、勢力均衡政策の失敗の新たな可能性が示されていることである。ヒュームは過剰な戦争の

80) "Of the Rise and Progress of the Arts and Science," MP, p.120. この点は既に幾つかの研究で指摘されている (Robertson [1993] p.351, 高橋 [2004] 115ページ)。

81) "Of the Balance of Power," PD, p.334.

82) *ibid.*, pp.335-336.

83) *ibid.*

84) *ibid.*, p.338.

85) *ibid.*, p.634 (ただし70年版において削除)。

遂行が、財政的な危機と、そこからの反動として大陸への不関与政策を生み出す事態を危惧している。彼はブリテン側の熱狂を主たる原因として対フランス戦争が常に適切な限界を逸脱し、過大な財政的負担を生じているとした上で、こうした「行き過ぎは、有害であり、おそらくやがては、普通よくあるように、正反対の極端を生み出し、ヨーロッパの運命に関して我々を全く不注意で不精なものにしてしまっ、そのためさらにもっと有害なものになるかもしれない」と懸念している⁸⁶⁾。ここでは過重な財政負担を伴う過剰な戦争という形で、ひいては全くの不関与政策という形で勢力均衡が失敗する可能性が示されているのである。古代ローマの事例に加えて、近代ヨーロッパについても勢力均衡が機能しない可能性が示されていることを考えれば、これをヒュームにおける一般的な原理と見ることはさらに困難になるだろう。

そして実際に、古代ギリシャ、古代ローマ、近代ヨーロッパについての全ての叙述を通じて、ヒュームが一般的な原理の説明に用いる「自然な成り行き」ないし「通常の成り行き」というキー・タームは、勢力均衡については用いられていない。このタームは、逆に世界君主制の内部要因による崩壊についてのみ用いられる。最後に、ヒュームの示す巨大な君主国の害悪とその崩壊の過程について見てみよう。

ヒュームはその害悪についてごく簡単に、「巨大な君主国というものは、おそらく、それが発展しつつあるときも、持続するときも、それが樹立されてからそう長くたたないうちにやってくる没落のときにも、人間の本性にとって破壊的である」と述べる⁸⁷⁾。軍事的な拡張が形成したそのような君主制において、前線は宮廷から遠く離れ、君主に忠実な貴族たちは宮廷に集まり、前線の戦争は外国人の傭兵に委ねられる。そこでは寝返りや反乱が容易に予測され、ヒュームの見解では「こうしたことは、人事の必然的な成り行き the necessary progress of

human affairs」である⁸⁸⁾。したがってここでは、世界君主制の膨張と崩壊の側について一般的な観察がなされているのであり、勢力均衡は、その明らかな害悪を予期してその膨張を食い止めるための方策として示されているのである。

このように、ヒュームにおける勢力均衡の内容は、為政者が守るべき、しかし為政者が十分な深慮を持たない場合には失敗することも行き過ぎることもある、政策上の格率であり、その実質的な内容は世界君主制に対抗する同盟と戦争だと考えられる。そこには勢力の均衡状態が自然に実現するという法則的な内容はほとんどなく、勢力均衡が平和を生むという含意はいっさい見られない。この読解は、先に検討した世界君主制と勢力均衡に関する文脈とも合致している。しかしながら、勢力均衡を対外政治上の準則とするこの解釈は『政治論集』で示されるヒュームの認識の方法との関連である問題を生じる。次にその問題について検討しよう。

4 勢力均衡の「格率」の意味について

『政治論集』冒頭でヒュームは、「事物の一般的な成り行き」において貫徹する一般的な諸原理を提示することが以降の諸論説の主題であると述べている。勢力均衡を対外政策の格率とする筆者の解釈は、この叙述に照らして妥当と言えるだろうか。ここでは、「商業」「技芸と学問」の二論説から関連する叙述を検討し、この問いに対する回答を試みたい。

これについてまず重要な点は、一般的な諸原理を把握しうる領域と把握困難な領域をヒュームが弁別していることである。確かにヒュームは「商業」論説において、「事物の一般的な成り行きの観察」が哲学者の仕事だと述べ、またそれが政治家の重要な仕事でもあると述べる。しかしこれには次のような限定が付されている。「とりわけ、彼等の目的である…公共の善が無数の原因の協働によって決定される国内の統治においては、それが突発的な事態や偶然、少数

86) *ibid.*

87) *ibid.*, pp.340-341.

88) *ibid.*

の人々の気紛れに左右される対外政治の場合と異なって、事物の一般的な成り行きの観察は政治家の主要な役目となる⁸⁹⁾。もちろんここで強調点は国内政治における原理の把握の重要性にあるが、逆に言えば対外政治の領域について一般的な原理の把握は必ずしも主張されていないのである。

この点は、人間事象の研究に関して偶然と原因を区別することの重要性を主張する、「技芸と学問」論説冒頭の叙述を参照すればより明確になる。

偶然と原因の…区別を行う助けとなるような何らかの一般原則をもし私が選ぶなら、それは次のようなものである。すなわち、少数の人間に依存する事柄は、通常、偶然によるもの、ないし原因不明としなければならないが、多数の人間から生じる事象は、多くの場合はっきりとした既知の原因によって説明することができる⁹⁰⁾。

これに続いて、「少数の人間に依存する事柄」に関しては、何らかの原因が存在するとしても、その原因の作用は弱く、そのため偶然や他の環境的な諸原因に大きく影響されるとの主張がなされる。したがって、「そのような原因の作用を何らかの一般的な命題ないし観察に纏め上げることは不可能」であり、「ある二つの時点において一般的な条件が全て同じだったとしても、一方の時点においてある原因がもたらした結果が他方の時点において同一の結果を我々に保証することは決してない」。そして、この「少数の人間に依存する事柄」としてヒュームは、「対外関係における急激な変転」を推論と観察の相対的に不適切な主題と特徴付けるのである⁹¹⁾。

これらの点からすれば、ヒュームの勢力均衡を一般的な原理と捉えることは適切ではないだ

ろう。勢力均衡は、少数の人間のみが決定に携わる対外政治の領域の事柄であり、理論的考察の困難な主題と言える。また、勢力均衡の格率が均衡実現の原因として十分に作用しうると彼が見ていたとも考えにくい。彼の歴史把握によれば、近代ヨーロッパと古代ギリシャにおいては勢力均衡の格率が知られていたとはいえず、「現代でさえ、理論家の間ではどれほど一般的に知られ承認されているようにも、実践においては世界を支配する人々の間に、それほど広く権威を持ってはいない」⁹²⁾。また先に見たように彼は古代ローマに関して勢力均衡の不在を、また近代ヨーロッパに関してはその失敗の可能性を示している。ヒュームにおいて勢力均衡は深慮に基づく正しい政策であり、為政者はこの原則に従うべきであるが、この原則自体が決して広く知られたものではなく、そのほかに対外政策を左右する無数の要因が考えられるために、これは「一般的な命題ないし観察に纏め上げることのできない」原因であると考えるのが妥当だろう。したがって、ヒュームの勢力均衡は、国際政治の領域に何らかの法則的認識を与える一般的な原理ではなく、為政者がそれに従うべき行為の準則にとどまると解釈できるのである。

5 勢力均衡の格率と商業社会の軍事的・財政的能力——ヒュームにおける警戒的な国際関係認識

最後に、この勢力均衡解釈を基点として、ヒュームの商業社会認識の軍事的・財政的な含意を示したい。対外政治に関する彼の警戒心は、「勢力均衡」論説だけでなく、彼の経済論説とされるものの叙述にも現れる。そしてそうした叙述は商業社会の軍事的能力をめぐる議論と、戦費を支える財政的能力に関する議論に大別できる。ここでは、それらの議論を検討し、商業社会の軍事的・財政的能力に基づいた勢力均衡政策の展開を求めるヒュームの警戒的な国際関係認識を明らかにする。

まず商業社会の軍事的能力に関するヒューム

89) "Of Commerce," PD, pp.254-255.

90) "Of the Rise and Progress of the Arts and Sciences," MP, p.112.

91) *ibid.*, pp.112-113.

92) "Of Balance of Power," PD, p.339.

の分析を見よう。通常、商業と奢侈の擁護を展開したとされる「商業」「技芸の洗練」の二論説には、同時に、商業社会の戦争遂行能力を高く評価する議論が多く見られる。「商業」論説の中心な主題として提示されるのは、「国家の偉大さとその臣民の幸福とは、…こと商業に関しては不可分」とする見解であり、ヒュームは「この原理は一般に真理」だと主張する⁹³⁾。実際にこの論説の相当部分が、商業が国家の軍事的能力を拡大することの論証に充てられる。よく知られた農工商分業と技芸の洗練に関する議論の中でヒュームは、この過程により軍隊に転用可能な余剰の人手が蓄えられ、また高度な軍事作戦を可能にする活動的で規則的な生活様式が行き渡るとの主張を提示する。ある国民が奢侈的な製造業を持つ場合、奢侈への欲望に動かされて農業に関わる技術とインダストリが増大し、余剰の生産物が生じるようになる。そして、

平和で平穏な時代には、この剰余生産物は、製造業者や学芸の改善者を維持することに向けられる。しかし国家にとっては、これらの製造業者の多くを兵士に転換させてこれを農民の労働から生じる右の剰余生産物で維持することは容易である。…したがって、労働が単なる必需品を作る以上に用いられることの多いほど、全て国家はそれだけ強大となる。なぜなら、その労働に従事する人々はたやすく公役に向けかえることができるからである⁹⁴⁾。

また逆に、製造業と商業を欠いた国家には「おのずから安逸な風習が広ま」り、農業も製造業も発展せず、勤労も熟練も生じず、したがって「整然たる攻撃なり防衛なりがこのような国民から期待されるはずはなく、兵士はその国の農民や製造業者と同じように、どうしても無知で不熟練なのである」⁹⁵⁾とされる。このようにヒュームは、商業発展が軍事転用可能な余

剰の人員を増大させ、軍事的な技術と知識を進歩させるメカニズムを示している。

「技芸の洗練」においても、技術とインダストリの増大が軍事転用可能な「労働のたくわえ」を増すとすると、同様の議論が展開される。

インダストリと知識と人間性とは…政府をも偉大にし榮えさせる…。生活上の装飾と快楽とに役立つ全ての財貨の増加と消費とは…一種の労働の貯蔵所となって、国家危急の際には公役に振り向けることができる…このような贅沢品に対する欲求のない国民においては、人々は安逸に流れ…国家の役に立たない。国家はこのような怠惰な成員のインダストリによってその陸海軍を維持することはできないのである⁹⁶⁾。

またそこでは新たにここまでの主張を裏付ける歴史的な知見が示される。ヒュームによれば、この二世紀間、ヨーロッパ諸国家の勢力図はほとんど変化していないが、それぞれの軍事力は圧倒的に増大しており、その原因は技術とインダストリの増大にあるという。そしてその例証として彼は、「フランスのシャルル八世がイタリアを侵略したとき、彼は二万人の兵士を引き連れていた。…(それに対して)フランスの前王は…三十年間続いた諸々の戦争に従事したのであるが、戦時には四十万以上の兵士に給与を支払い続けることができた」とする事例を提示するのである⁹⁷⁾。

さらにヒュームは、軍隊の勇敢さについても商業化された社会を古代の社会より高く評価する。商業社会は、人々の間に穏和と中庸を生み出しその残忍さを減じるが、他方でインダストリの増大と知識の洗練による名誉心の広まりとが新しい精神的・肉体的な力を生じるものとされる。そこから、商業や奢侈によって「人々が…尚武の精神を失ったり、あるいは祖国や自由を防衛する勇気と気力に欠けるようになるのではないかと懸念するには及ばない」とする主張

93) "Of Commerce," PD, p.255. ここで言う「国家の偉大さ」の軍事的な意味内容については Berry [1994] pp.144-151を参照。

94) "Of Commerce," PD, pp.261-262.

95) *ibid.*

96) "Of Refinement in the Arts," PD, p.272.

97) *ibid.*, p.273.

が導かれるのである⁹⁸⁾。

つとに指摘されるように、これらの議論には、軍事的な徳の衰退を危惧して奢侈を非難する古代派の議論に対抗して、商業と奢侈を弁護する意図がある⁹⁹⁾。しかし先に見たようにヒュームが世界君主制への対抗を重要視していたとするならば、彼には商業社会の軍事的能力を積極的に擁護するより直接的な理由があったと考えられるだろう。少なくとも、ブリテンの商業の力を以ってフランスに対抗しようとする言説が現に存在していた以上¹⁰⁰⁾、当時の文脈において彼の議論がこうした意味を持ちえた解釈することには十分な根拠がある。ヒュームの論証した商業社会の軍事的能力は、勢力均衡政策のための基礎を与えるものなのである¹⁰¹⁾。

次に、商業社会の財政的能力に関するヒュームの分析と危惧について検討する。まず「貨幣」論説が示す紙券への懐疑と鑄貨への信頼について、勢力均衡の文脈からの読解を試みよう。鑄貨に対するヒュームの信頼については先行研究から二つの疑問が投げかけられている。第一に、この執着は商工業に真の富を見る彼自身の立場と整合しない。第二に、「国家の偉大さ」の観点から金銀を富とすることは、国際貿易において富国が貧国に対し軍事力に訴えて自国の優位を保つ政策を許容することとなり、彼の国際貿易論と撞着する¹⁰²⁾。これらの疑問は、ヒュームの経済論とされてきたものに伏在する非経済的要素、特に軍事的な要素を指摘した点で重要である。

これについて筆者は、実際にヒュームが外交・軍事上の理由から鑄貨を重視したものと考ええる。「貨幣」論説において彼は、「貨幣の相対的な豊富から何らかの利益を得るのは国家だけであり、それも外国と戦争や交渉をするときだけである」として、貴金属を真の富とする見方

を批判するこの論説の意図にもかわならず、戦争と外交における鑄貨の重要性を認める¹⁰³⁾。そして彼はさらに、こうした鑄貨の重要性は紙券によっては代替不可能だと論じる。

食料と労働とが交易と貨幣との増大によって高価となることは多くの点で不利益であるが、これは避けられない不利益であり、我々の全てが望む目的である国家の富や繁栄の結果なのである。この不利益は、これらの貴金属の所有から我々が刈り取る利益や、外国との全ての戦争や交渉の際に貴金属が国民に与える力によって償われる。しかし、その不利益を模擬紙幣の使用で増大させる理由は存在しないとされる¹⁰⁴⁾。

現実に、十八世紀におけるブリテンのヨーロッパ関与政策の重要な一部分は、大陸における同盟国への金銭的援助であり¹⁰⁵⁾、1748年にはヒューム自身がこの政策に関わって軍事使節の一員としてウィーンとトリノへと派遣されている¹⁰⁶⁾。鑄貨に寄せるヒュームの信頼には、勢力均衡の必要性に連なる彼の現実的な外交・軍事政策観を読み取ることができる¹⁰⁷⁾。

さらに論説「公信用について」は、勢力均衡政策との関連で、商業社会の財政的能力に対して切迫した危惧を示す。ヒュームはこの論説の冒頭で、戦争に備えて財宝を備蓄する古代の知恵を称揚する¹⁰⁸⁾。紙券を駆逐して貨幣を蓄え、それを戦時に役立てる国営銀行についてのヒュームの構想は、近代において古代の知恵を導入しようとするものとも考えられる¹⁰⁹⁾。このように古代の優越を認めその知恵の導入を試みさせるほど、公信用に対するヒュームの危惧

103) "Of Money," PD, pp.309-310.

104) *ibid.*, p.284. なお、こうした外交と戦争に関する貴金属の力と紙券の無力さについては、「貿易差額について」においても繰り返される (PD, pp.317-318)。

105) ブリュア [2003] 42ページ、180-181ページを参照。

106) Mossner [1980] pp.208-220.

107) 竹本 [1990b] 25ページも参照されたい。

108) "Of Public Credit," PD, pp.349-350.

109) 拙稿 [2005] 56ページ、脚注10)を参照。

98) *ibid.*, p.274.

99) Berry [1994] p.147, 151.

100) 本稿、脚注72)を参照。

101) これについてはウィランも同様の指摘を行っている (Whelan [2004] p.207)。

102) 竹本 [1990b] 24-27ページ。

は深刻なものだった。ホントの研究が詳細に明らかにしたように、「公信用」論説で論じられている公債の破滅的な累増は、勢力均衡政策から帰結する戦争とその戦費負担によって（のみによって、ではないにせよ）引き起こされるものとヒュームは考えていた¹¹⁰⁾。この問題に対し彼は、公信用の維持が限界に達した状態において侵略の危機に直面したならば、公信用の維持を犠牲にしてでも私利資金を防衛に充てるべきだと論じる¹¹¹⁾。

この侵略の危機への言及からは、公債累増の問題を国際政治におけるブリテンの安全の問題と結合して考える彼の認識が読み取れる。そして実際に、公債の累増に関してヒュームが最も恐れた公信用の「暴力死」の可能性とは、公債利払いを継続して公信用を維持するために大陸関与政策が打ち切れ、これが世界君主制の成立を許し、ブリテンがそれに征服される可能性なのである¹¹²⁾。

我々の祖父も、父も、我々自身も、ヨーロッパの勢力均衡は我々の注意と助力なくしては維持できないほど危ういものと考えてきた。しかし我々の子供たちは、戦いに倦み、抵抗に繋がれ、不注意にも座り込み、近隣の国々が圧迫を受け征服されるのを黙認するのではないだろうか。そうなればやがて、彼ら自身もその債権者も、ともに征服者のなすがままとなるだろう¹¹³⁾。

過剰な戦争と過重な戦費負担がやがて大陸への不関与に帰結するという「勢力均衡」論説で示された危惧は、この公信用の暴力死の議論に

おいて再び、より切迫した形で、提示されているのである。

以上のようにヒュームは、ブリテンの商業社会としての構造が高い軍事能力を可能にすること、しかし他方でその財政構造に重大な問題が存在することを指摘し、それについて慎重な運営の必要性を主張している。そしてこの商業による軍事力の拡大と、財政の慎重な運営の目的は、勢力均衡政策の絶えることのない適切な継続に他ならないのである。

本節では、まず勢力均衡と世界君主制をめぐる先行研究の知見に基づき、ヒュームの勢力均衡論が現実主義的な意味内容を本質とするものと想定した。そして「勢力均衡」論説の読解から、実際に彼の勢力均衡の内容が世界君主制に対抗する外交・軍事政策にあることを明らかにした。また、彼の社会認識の手法から見て、勢力均衡があくまで対外政策上の実践的な格率であることを論じた。さらに、このように勢力均衡を自国の安全のための政策の格率として理解することによって、経済的な論説とされてきたものに伏在する軍事的な含意を明らかにした。「商業」「技芸の洗練」に見られる商業社会の軍事的能力に対するヒュームの高い評価と、「貨幣」「公信用」に見られるその財政的能力に対する彼の危惧は、勢力均衡政策の適切な維持を重要視する彼の現実的なヨーロッパ認識に由来するものと考えられる。したがってここに、商業社会が可能にする高い軍事的能力によって、しかし過度の戦争を支えることはできない財政的能力の限界を見極めながら、世界君主制の脅威に対抗する外交・軍事政策を展開することを為政者に求める、ヒュームの警戒的な国際関係認識を読み取ることができるのである。

IV おわりに

本稿ではヒュームの国際関係認識を検討し、その二面的性格を明らかにした。一方で彼はヨーロッパ諸国の多面的交流が文明の発展と正義の規則の拡大をもたらす調和的なヨーロッパ認識を提示する。しかし彼は他方で、ヨーロ

110) Hont [1993] および拙稿 [2004], [2005] を参照。

111) 拙稿 [2005] 60-65ページ。

112) 「暴力死」の議論のもつこうした含意については、Hont [1993] pp.325-327の指摘を参照。

113) “Of Public Credit,” PD, p.365. ヨーロッパへの不関与がブリテンの安全を危うくするという認識は別の箇所にも見られる。ヒュームは、プロテスタント継承問題に関して、スチュアート朝の大陸不関与政策により「人民の自由にとって危険な外国権力が…ヨーロッパに確立された」という点をこの王家の欠点に数えている (“Of the Protestant Succession,” PD, p.507)。

パに巨大な君主制が出現する危険を指摘し、商業社会の軍事的・財政的能力を以ってブリテンがこの危険に対抗する必要性を主張する警戒的な国際関係認識をも示しているのである。

しかし本稿では紙幅の制約上、これら二つの認識の相互関係を検討することができなかった。筆者の解釈では、この二つの認識はそれぞれの有効性と影響力を互いに抑制・限定しあう関係において結合されている。ヒュームは、互いに異質な二つの認識をそのように組み合わせることで、ヨーロッパにおける調和的な国際関係発展の可能性と、世界君主制出現の危険に対する実践的警戒の必要性との双方を適切なバランスにおいて把握することのできる総合的な国際関係認識を提示していたと考えられる。こうした総合的性格については現在準備中の別稿にて論じることとした。

参考文献

略号

T…*A Treatise of Human Nature: Being An Attempt to introduce the Experimental Method of Reasoning into Moral Subject*, ed. by David Fate Norton and Mary J. Norton, Oxford University Press, 2000. 大槻春彦訳『人性論』(全四冊), 岩波文庫, 1946-1952年を参考にしたが、訳文は必ずしもこれに従っていない。引用に当たっては、巻数と、部、節、段落の各番号を示す。

MP…*Essays, Moral and Political in Essays, Moral, Political, and Literary*, Part I, ed. by Eugene F. Miller, Revised edition, Liberty Classics, 1987. 一部、小松茂夫訳『市民の国について』岩波文庫, 1952年, 1982年を参考にしたが、訳文は必ずしもこれに従っていない。引用に当たっては、論説名とミラー版の頁数を示す。

EPM…*An Enquiry concerning the Principles of Morals*, ed. by Tom L. Beauchamp, Oxford University Press, 1998. 渡部峻明訳『道徳原理の研究』哲書房, 1993年を参考にしたが、訳文は必ずしもこれに従っていない。引用に当たっては、セクション番号と段落番号を示す。

PD…*Political Discourses in Essays, Moral, Political,*

and Literary, Part II, ed. by Eugene F. Miller, Revised edition, Liberty Classics, 1987. 田中敏弘訳『ヒューム政治経済論集』御茶の水書房, 1983年を参考にしたが、訳文は必ずしもこれに従っていない。引用に当たっては、論説名とミラー版の頁数を示す。

外国語文献

Armitage, David [2000] *The Ideological Origins of the British Empire*, Cambridge University Press.

Berry, Christopher J. [1994] *The Idea of Luxury: a conceptual and historical investigation*, Cambridge University Press.

Bosbach, Franz [1998] "The European Debate on Universal Monarchy" in *Theories of Empire 1450-1800*, ed. by David Armitage, Ashgate, 1998.

Dunn, John and Harris, Ian (eds.) [1997] *Hume*, 2 vols., Cheltenham.

Forbes, Duncan [1975] *Hume's Philosophical Politics*, Cambridge University Press.

——— [1978] "Hume's Science of Politics" in *David Hume: Bicentenary Papers*, ed. by George P. Morice, Edinburgh, also reprinted in Dunn and Harris [1997].

——— [1979] "The European, or Cosmopolitan, Dimension in Hume's Science of Politics," *British Journal for Eighteenth-Century Studies*, I, also reprinted in Dunn and Harris [1997].

Hont, Istvan [1993] "The Rhapsody of Public Debt: David Hume and voluntary state bankruptcy" in *Political Discourse in Early Modern Britain*, eds. by Nicholas Phillipson and Quentin Skinner, Cambridge University Press, 1993.

Mossner, Ernest C. [1980] *The Life of David Hume*, Second ed., Oxford University Press.

Pincus, Steven [1995] "The English Debate over Universal Monarchy" in *A Union for Empire: political thought and the British Union of 1707*, ed. by John Robertson, Cambridge University Press, 1995.

- Robertson, John [1993] "Universal Monarchy and the Liberties of Europe: David Hume's critique of an English Whig doctrine" in *Political Discourse in Early Modern Britain*, eds. by Nicholas Phillipson and Quentin Skinner, Cambridge University Press, 1993.
- Whelan, Frederick G. [1995] "Robertson, Hume, and the Balance of Power," *Hume Studies*, vol. XXI, no. 2, Nov.
- [2004] *Hume and Machiavelli: Political Realism and Liberal Thought*, Lexington Books.
- 邦語文献
- 高坂正堯 [1970] 「近代ヨーロッパの勢力均衡」『法学論叢』第88巻第1-3号。
- 坂本達哉 [1995] 『ヒュームの文明社会』創文社。
- 杉江栄一 [1961] 「勢力均衡の理論と実際」『同志社法学』第12巻第5号。
- 高橋和則 [2003] 「国際秩序思想としての勢力均衡——思想史的考察——」『法学新報』第110巻第3・4号。
- 高橋和則 [2004] 「ヒュームにおける国際秩序思想」『政治思想研究』第4号。
- 竹本 洋 [1990a] 「D. ヒュームの『政治論集』にかんする試論(1)」『大阪経大論集』第196号。
- [1990b] 「D. ヒュームの『政治論集』にかんする試論(2)」『大阪経大論集』第197号。
- 田中敏弘 [1971] 『社会科学者としてのヒューム』未来社。
- ブリュア, ジョン, 大久保桂子訳 [2003] 『財政=軍事国家の衝撃』名古屋大学出版会。(Brewer, John, *The Sinews of Power: War, Money, and the English State, 1688-1783*, Unwin Hyman, 1989).
- 村松茂美 [1997] 「世界君主制の思想史ノート」『熊本学園大学経済論集』第4巻第1・2号。
- 森 直人 [2004] 「商業発展と公債累増(1)——ヒューム『政治論集』における二つの「自然史」——」『経済論叢』第174巻第5・6号。
- [2005] 「商業発展と公債累増(2)——ヒューム『政治論集』における二つの「自然史」——」『経済論叢』第175巻第2号。